

平成27年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会
定 例 会 会 議 録

1. 招集日時 平成27年8月24日(月)午後3時30分

1. 招集場所 木更津市役所 6階会議室

1. 出席議員 12名

1番 服部 善郎 君	2番 滝口 敏夫 君
3番 大村 富良 君	4番 鈴木 洋邦 君
5番 安藤 敬治 君	6番 榎本 貞夫 君
7番 高橋 恭市 君	8番 鈴木 幹雄 君
9番 石井 志郎 君	10番 出口 清 君
11番 渡辺 盛 君	12番 榎本 雅司 君

1. 欠席議員 なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 渡辺 芳邦 君	副 管 理 者 佐久間清治 君
監 査 委 員 鶴田 源一 君	教 育 長 高澤 茂夫 君
会 計 管 理 者 太田 美夫 君	事 務 局 長 古神子隆夫 君
事 務 局 参 事 (事)児童発達支援 センター所長 堀切 修 君	総 務 課 長 小野 一則 君
企 画 財 政 課 長 小倉 克之 君	会 計 課 長 教 育 委 員 会 長 庶 務 課 長 茂木 昇治 君

1. 職務のため出席した者の職氏名

書 記 長 小曾根勝己	総務係長 門脇 紀
主 事 友野千明	

議長(安藤敬治君) 皆さん、こんにちは。本日は、たいへんお忙しい中を、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、広報掲載のために議場内の写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたしましたのでご了承願います。

議長(安藤敬治君) ここで、新たな組合議員をご紹介いたします。本年5月14日付けで、木更津市議会議長となられました滝口敏夫君をご紹介いたします。

滝口敏夫君、あいさつをお願いいたします。

(滝口敏夫君) 滝口と申します。よろしくどうぞお願い申し上げます。

議長(安藤敬治君) 同じく、本年5月14日付けで木更津市議会より、当組合議員に選出されました、大村富良君をご紹介いたします。

(大村富良君) 大村富良です。よろしくをお願いいたします。

議長(安藤敬治君) 次に、監査委員のご紹介をいたします。本年、2月組合議会定例会において選任されました、鴛田源一君をご紹介いたします。

監査委員(鴛田源一君) 君津から参っております、鴛田です。どうぞよろしく、お願い申し上げます。

議長(安藤敬治君) 以上で紹介を終わります。

開会及び開議 午後3時23分

議長(安藤敬治君) ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成27年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。直ちに 本日の会議を開きます。

議長の報告

議長(安藤敬治君) 日程に入るに先立ちまして諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第121条の規定により、議長の出席要求に対する出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第235条の2第3項の規定により、平成26年度12月分から5月分及び、平成27年度4月分、5月分の出納検査の結果報告書の提出がありました。お手元に配布いたしました印刷物

によりご了承願います。

次に管理者より、平成27年8月10日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告をいたします。なお、議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

議事日程の決定

議長(安藤敬治君) 本日の議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、印刷配布してございます。その順序に従いまして、会議を進めてまいりますのでご了承願います。

(参 照)

議 事 日 程	平成27年8月24日 午後3時30分 開会
日程第1	議席の指定
日程第2	会期の決定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	議案上程
日程第5	提案理由の説明
日程第6	議案審議(議案第7号ないし議案第15号)

日程第1 議席の指定

議長(安藤敬治君) 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条の規定により、滝口敏夫君を2番に、大村富良君を3番に指定いたします。

日程第2 会期の決定

議長(安藤敬治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

議長(安藤敬治君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、1番服部善郎君、8番鈴木幹雄君を指名いたします。

管理者あいさつ

議長(安藤敬治君) ここで管理者から招集のごあいさつがあります。

渡辺管理者。

管理者(渡辺芳邦君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、平成27年8月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今回の定例会に提案いたします案件は、9議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げることといたしますが、十分にご審議をいただき、全議案とも原案どおり認定、可決賜りますようお願い申し上げまして、召集のごあいさつといたします。どうぞよろしく申し上げます。

日程第4 議案上程

議長(安藤敬治君) 日程第4、議案上程を行います。

送付されました、議案第7号から議案第15号までの9議案を一括上程いたします。

なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますのでご了承願います。

(参 照)

君 広 総 第 1 3 8 号

平 成 2 7 年 8 月 1 0 日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議 長 安 藤 敬 治 様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管 理 者 渡 辺 芳 邦

平成 2 7 年 8 月 組 合 議 会 定 例 会 に 係 る 議 案 の 送 付 に つ い て

平成 2 7 年 8 月 2 4 日 開 会 の 組 合 議 会 定 例 会 に 係 る 下 記 の 議 案 を 送 付 い た し ま す 。

記

議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 9 号 平成 2 6 年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

議案第 10 号 平成 2 7 年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 11 号 公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会教育長の任命について

議案第 14 号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命について

議案第 15 号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命について

日程第5 提案理由の説明

議長(安藤敬治君) 次に、日程第5、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、提案いたします案件は、議案第7号から議案第15号の9議案でございます。以下、その案件につきまして、順次、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。平成26年の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の職員の給与の額を改定するため、関係条例を整備する必要性が生じ急施を要したため、平成27年3月24日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてでございます。行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備する必要性が生じ急施を要したため、平成27年3月24日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第9号 平成26年度君津都市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてでございます。平成26年度の一般会計について、監査委員の意見を付して、議会の認定を受けようとするものでございます。

次に、議案第10号 平成27年度君津都市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ908万4,000円を追加し、補正後の予算総額を8億2,796万4,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第11号 公告式条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。木更津市庁舎の移転に伴い、木更津市庁舎掲示場を木更津市朝日3丁目10番19号に移設するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第12号 君津都市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地域手当を減じる特例期間を、平成28年8月31日まで延長するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第13号 君津都市広域市町村圏事務組合教育委員会教育長の任命についてでございます。君津都市広域市町村圏事務組合教育委員会教育長初谷幹夫氏が、平成27年8月23日をもって退職したため、新たに高澤茂夫氏を教育長に任命しようとするものでございます。

次に、議案第14号 君津都市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてでございます。君津都市広域市町村圏事務組合教育委員会委員本吉貞夫氏が、平成27年8月23日をもって退職したため、新たに山口喜弘氏を任命しようとするものでございます。

最後に、議案第15号 君津都市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてでございます。君津都市広域市町村圏事務組合教育委員会委員渡辺隆二氏が、平成27年8月16日をもって任期満了となりましたので、同氏を再度任命しようとするものでございます。

細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり、承認、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

日程第6 議案審議

議長(安藤敬治君) 以上で提案理由の説明が終了しましたので、日程第6、議案審議を行います。初めに議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

事務局長(古神子隆夫君) 議案第7号 専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

平成26年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告で示されました、地域間及び世代間の給与配分の見直し等給与制度の総合的な見直しについて、構成市の改正状況を踏まえまして、関係条例の整備をするにあたり、平成27年3月中に議会を開催する時間的余裕がなかったことから、平成27年3月24日に専決処分をいたしましたので、ここに報告し、承認を求めようとするものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。整備いたしました条例は、職員の給与に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例でございます。

第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。改正の主な内容につきましては、職員の時間外勤務手当単価の計算式の見直しと、管理職の職員が、災害等への対処のため臨時または緊急の必要により平日の深夜に勤務した場合、管理職特別勤務手当を支給するものでございます。

次に、3ページからの別表の改正は、職員の給料表の引き下げ改定についてでございますが、千葉県人事委員会勧告を踏まえ、県の給料表に準じて、本組合の行政職給料表を平均で2%引き下げるものでございます。

また、現在実施しております50歳台後半層の職員に対する給料等の減額措置につきましては、今回給料表水準の引き下げ措置を講じることから、平成30年3月31日をもちまして廃止するものでございます。

なお、給料表の引下げに伴う激変緩和措置としまして、3年間は適用前の額を保障するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。第2条は、君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

本改正は、高度な専門知識を要する期限付きの特定任期付職員の給料表についても、行政職給料表の改定に伴い、その均衡を基本に引下げ改定をするものでございます。

なお、本組合に特定任期付職員の在職の実績はございません。

以上が、主な改正内容でございますが、この条例は平成27年4月1日からの施行でございます。

改正部分の新旧対照表につきましては、議案参考資料の1ページから7ページのとおりでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを、原案のとおり承認することに

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

事務局長(古神子隆夫君) 議案第8号 専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧いただきたいと存じます。

行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、構成市が関係条例を改正することとなったことを勘案し、本組合の行政手続条例の一部を改正したものでありますが、平成27年3月中に議会を開催する時間的余裕がなかったことから、平成27年3月24日に専決処分をいたしましたので、ここに報告し、承認を求めようとするものでございます。

議案書の10ページをご覧ください。主な改正は3点でございます。

1点目として、新たに第33条に第2項を追加する部分でございます。組合が行政指導を行う際には、その根拠権限となる法令の条項、要件及び理由を相手方に示さなければならない旨を規定するものでございます。

2点目は、第34条の2を追加する部分でございます。組合が行う行政指導の相手方は、その行政指導が法律や条例の要件に適合しないと思われる場合には、その旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置をとることを組合に対して求めることができる旨を規定するものでございます。

次に、11ページをご覧ください。3点目は、第35条の2及び第35条の3を追加する部分でございます。何人も法令に違反する事実がある場合には、その是正のため組合の処分または行政指導が行われていないと思われるときは、その旨を申し出て、処分または行政指導を行うことを組合に求めることができる旨を規定するものでございます。

これらの改正は、行政手続法第46条の規定により、法と同趣旨で行うものでございます。なお、条例の施行日は、行政手続法の施行日と同日の、平成27年4月1日でございます。

改正部分の新旧対照表につきましては、議案参考資料の 8 ページから 13 ページのとおりでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決をいたします。

議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについてを、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(安藤敬治君) 挙手全員でございます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第 9 号 平成 26 年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

事務局長(古神子隆夫君) 議案第 9 号 平成 26 年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。別冊の平成 26 年度君津郡市広域市町村圏事務組合決算書の、4 ページと 5 ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入よりご説明を申し上げます。歳入総額は、予算現額 8 億 3,742 万 7,000 円に対しまして、収入済額は 8 億 4,329 万 6,652 円となっており、予算現額と比較しますと、586 万 9,652 円の増額となっております。

科目別に主なものをご説明いたします。1 款分担金及び負担金ですが、これは構成 4 市からの負担金と天羽養護老人ホーム措置費負担金及び児童発達支援センターきみつ愛児園給付費負担金でございます。予算現額との比較では、297 万 8,950 円の増額となっており、理由といたしましては、通園施設の授業の出席率が、見込みより多かったことにより、通園施設給付費負担金が約 508 万円の増となったこと、また一方で、天羽養護老人ホームの入所者数が減少したことにより、措置費負担金が約 210 万円減額となりまして、差し引き増額となったものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料ですが、予算現額との比較では、268 万 2,1

62円の増となっております。理由といたしましては、診療報酬の引き上げにより、夜間急病診療所使用料が増となったものでございます。

なお、収入未済額5万5,750円につきましては、平成18年度から平成20年度までの2名分の知的障害児通園施設使用料滞納繰越分でございます。滞納者への訪問、文書催告などを行いましたが、結果的に納付に至らなかったところでございます。滞納繰越額につきましては、引き続き、全額徴収に向けまして、更に努力して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、6ページ、7ページの歳出をご覧いただきたいと存じます。

歳出総額は、予算現額8億3,742万7,000円に対しまして、支出済額は、8億662万3,689円で、執行率は96.3%となっております。歳出の主なものは、一般職の職員38名の人件費で、2億8,686万2,608円、歳出に占める割合は35.6%でございます。

事業としまして、3款民生費、2項児童福祉費、2億1,088万9,442円は、児童発達支援センターきみつ愛児園に係る経費でございます。

3項老人福祉費2億617万7,087円は、天羽養護老人ホームの運営に係る経費でございます。このうち、指定管理料として約1億6,114万円を支出しております。

4項福祉施設助成費は、社会福祉施設建設費助成金で、助成の対象となりました施設は、特別養護老人ホームが2施設でございます。

4款衛生費は、2億207万2,804円で、夜間急病診療所と二次待機施設の運営費約1億9,700万円が主な経費でございます。

5款教育費は、結核対策委員会及び視聴覚教材センターに係る経費でございます。

6款公債費は、組合事務所建設事業に伴う、地方債の元利償還金でございます。

以上の結果、歳入歳出差引残額は、3,667万2,963円で、全て平成27年度への繰越金となります。

決算の説明は、以上でございますが、詳細につきましては、12ページから27ページの歳入歳出決算事項別明細書のとおりでございます。また、主要施策成果説明書は、39ページから46ページに記載してございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりました。次に平成26年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算審査意見書が提出されておりますので、監査委員の報告を求

めます。

鴫田監査委員。

監査委員(鴫田源一君) ただいま認定に付されております、平成26年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計の決算審査の概要につきまして、ご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づいて審査に付されました、平成26年度一般会計の歳入歳出決算審査結果につきましては、お手元に配布をいたしております、決算審査意見書のとおりでございます。

この審査にあたりましては、財務に関する事務は関係法令に適合しているか、決算の計数は正確であるか、また、地方自治法第2条第14項及び同条第15項並びに、地方財政法第4条の趣旨に基づいて、予算執行がなされているか、などを審査の主眼に置き、関係書類の照合精査及び、関係職員から詳細な説明を聴取し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果につきましては、関係書類は各法令に準拠して作成されており、決算に関する計数は正確で、予算は適正かつ効率的に執行され、概ね所期の目的を達成しているものと認めた次第でございます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

議長(安藤敬治君) 決算審査の報告が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第9号 平成26年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号 平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

事務局長(古神子隆夫君) 議案第10号 平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組

合一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

別冊の平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書の1ページをご覧ください
ただきたいと存じます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に908万4,000円を追加し、
予算総額を8億2,796万4,000円にしようとするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

先ず歳入でございますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、2目児童福祉施設
使用料、2節児童福祉施設使用料滞納繰越分につきましては、平成26年度分の滞納繰
越額が確定となりましたので、5万4,000円を計上しようとするものでございま
す。

4款繰越金につきましては、先ほど平成26年度決算で認定いただきました剰余金
との差額であります903万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳出をご説明申し上げます。

各款の共通の補正といたしましては、先の4月1日付け人事異動により生じた一般
職人件費の増減額で、全体で268万5,000円の増額となっております。

一般職人件費以外としましては、7ページをお開き願います。

3款民生費、3項老人福祉費、1目老人福祉総務費は、天羽養護老人ホームの設備
の老朽化により生じた給排水設備の改修工事として、224万7,000円を増額す
るものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目救急急病医療事業費は、夜間急病診療所の備品
の更新等に伴い36万2,000円増額するものでございます。

8ページをご覧ください。

最後に、7款予備費につきましては、歳入補正増額分から歳出補正額を差し引いた
379万円を予備費に計上しようとするものでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

議 長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

議 長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第10号 平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

事務局長(古神子隆夫君) 議案第11号 公告式条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の13ページをご覧いただきたいと存じます。今回の改正につきましては、当組合の掲示場になっております木更津市庁舎掲示場が木更津市朝日3丁目10番19号に移設するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

改正部分の新旧対照表につきましては、議案参考資料の14ページのとおりでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第11号 公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

事務局長(古神子隆夫君) 議案第12号 君津都市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の14ページをご覧いただきたいと存じます。今回の改正は、一般職の職員の地域手当の特例に関する改正でございます。一般職の職員の地域手当の支給につきましては、本則で支給率を5%としておりますが、現在は、特例条例により平成21年9月以降、支給率を本年8月まで2%としております。本議案は、本年8月31日の特例条例の失効後の一般職の職員の地域手当の支給について、支給割合の特例措置の期間を、平成28年8月まで1年間延長しようとするものでございます。

改正部分の新旧対照表につきましては、議案参考資料の15ページのとおりでございます。

私からの補足説明は 以上でございます。

議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第12号 君津都市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 君津都市広域市町村圏事務組合教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

議案第13号 君津都市広域市町村圏事務組合教育委員会教育長の任命についてを、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま任命されました高澤茂夫教育長の入場を許可します。高澤茂夫君は入場してください。

(高澤教育長入場)

議長(安藤敬治君) それでは、高澤茂夫教育長に就任のごあいさつをお願いいたします。

教育長(高澤茂夫君) 本年4月から、木更津市教育委員会教育長を仰せつかっております高澤でございます。本日は、広域市町村圏事務組合教育委員会教育長として、皆様に任命のご同意を賜り、誠にありがとうございました。

たいへん微力ではございますけども、皆様のご支援、ご指導、そしてご協力をいただき、4市教育委員会の連携、連絡を密にしながら、当圏域内教育の振興に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(安藤敬治君) 次に、議案第14号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についても人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

議案第14号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてを、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第15号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についても人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤敬治君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

議案第15号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてを、原

案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了いたしました。

管理者あいさつ

議長(安藤敬治君) ここで閉会にあたりまして、管理者からごあいさつがあります。
渡辺管理者。

管理者(渡辺芳邦君) 平成27年8月組合議会定例会の閉会に際しまして、ごあいさつ申し上げます。議員の皆様には、慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、提出いたしました全議案とも原案どおり認定、可決をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本組合の運営につきまして、今後とも皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉会

議長(安藤敬治君) これをもちまして、平成27年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。

午後4時00分 閉会